## 財団法人中標津町文化スポーツ振興財団寄附行為

(平成3年4月1日北海道教育委員会許可) (平成7年3月31日北海道教育委員会一部変更認可) (平成8年3月27日北海道教育委員会一部変更認可) (平成11年3月29日北海道教育委員会一部変更認可) (平成12年4月20日北海道教育委員会一部変更認可) (平成18年3月29日北海道教育委員会一部変更認可) (平成18年6月7日北海道教育委員会一部変更認可) (平成19年3月26日北海道教育委員会一部変更認可) (平成21年3月27日北海道教育委員会一部変更認可)

次												
章	総										則	(第1条・第2条)
章	目		的		及		び		事		業	(第3条・第4条)
章	資										産	(第5条-第8条)
章	加			盟	l		[	寸			体	(第9条 <b>-</b> 第13条)
章	役		員		及		び		職		員	(第14条 <b>-</b> 第26条)
章	評			諺	1		į	員			会	(第27条一第31条)
章	中:	標為	聿田	Ţス	、ポ	· —	ツ!	少年	丰	本	部	(第32条)
章	委					員					会	(第33条・第34条)
章	賛			助	]		5	会			員	(第35条)
)章	財		務		及		び		会		計	(第36条 <b>-</b> 第42条)
章	寄	附	行	為	の	変	更	及	び	解	散	(第43条 <b>-</b> 第45条)
章	補										則	(第46条・第47条)
則												
	章章章章章章章章章章章章	章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章	章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章	章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章	章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章	章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章	章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章	章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章	章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章	章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章	章 総 章 章 節 題 び 事 章 章 節 題 び 員 び 員 の で 員 の で 員 の で 員 の で 員 の で 員 の で 員 の で 更 の で 更 の で 更 の で 更 の で 更 で で 更 で で で で	章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章章

# 第1章 総 則

### (設立の根拠及び名称)

第1条 この法人は、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立し、 財団法人中標津町文化スポーツ振興財団と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を北海道標津郡中標津町東2条南3丁目1番地1中標津町 総合文化会館内に置く。

# 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、主として中標津町における文化・スポーツの普及振興のために必

要な事業を行い、もって住民の文化及び体力の向上と広く北海道の文化・スポーツの振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
- (1)文化に関する講演会、展覧会、発表会その他の催しを開催し、及び他の行うこれらの催しに協力すること。
- (2)スポーツに関する講習会、競技会、大会その他の催しを開催し、及び他の行う これらの催しに協力すること。
- (3)スポーツ少年団を育成すること。
- (4)加盟団体の育成強化と相互の連絡協調を図ること。
- (5) 文化・スポーツに関する全道又は全国的規模の大会への参加を奨励すること。
- (6) 文化・スポーツに関する刊行物を発行すること。
- (7) 文化・スポーツに関し功績のあった者を表彰すること。
- (8)中標津町の指定を受けて、次に掲げる文化・スポーツ施設等の管理運営を行うこと。
  - ア 中標津町総合文化会館
  - イ 中標津体育館
  - ウ 中標津町温水プール
  - 工 中標津町武道館
  - 才 中標津町営野球場
  - カ 中標津町営テニスコート
  - キ 中標津町営ふれあいテニスコート
  - ク 中標津町運動公園
  - (ア)中標津町運動公園スピードスケート場
  - (イ)中標津町運動公園アイスホッケー場
  - (ウ)中標津町運動公園スピードスケート場広場
  - (工)中標津町運動公園第1球技場
  - (オ)中標津町運動公園第2球技場
  - (力)中標津町運動公園管理棟
- (9)前各号に掲げる事業に附帯する事業

## 第3章 資 産

### (設立当初の資産)

第5条 この法人の設立当初の資産は、別表に掲げるとおりとする。

#### (資産の種別)

- 第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種に分ける。
- 2 前項の基本財産は、次の各号に掲げる資産をもって構成する。
- (1)この法人の設立を目的としてなされた寄附行為の指定により、別表に「基本財産」と区分した資産
- (2)この法人の基本財産とする指定で寄附され、基本財産に繰入れした資産
- (3)理事会の議決により、運用財産から基本財産に繰入れした資産
- 3 第1項の運用財産は、基本財産でない資産をもって構成する。

### (基本財産の処分の制限)

第7条 この法人の基本財産は、運用財産に繰入れし、担保に供し、譲渡し、又は交換してはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由がある場合において、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、北海道教育委員会の承認を得たときは、その一部に限り、運用財産に繰入れし、担保に供し、譲渡し、又は交換することができる。

#### (資産の管理)

- 第8条 この法人の資産は、理事長が管理する。
- 2 この法人は、理事会の議決によって定める次の各号に掲げる場合を除くほか、基本 財産に属する現金を運用してはならない。
- (1)国債、地方債又は安全かつ確実な有価証券の取得
- (2)銀行その他の金融機関への定期預金又は定額郵便貯金
- (3)信託会社又は信託業務を営む銀行に対する金銭信託(運用方法を特定するもの を除く。)
- (4)その他安全かつ確実な方法で理事会で定めるもの
- 3 前項の規定は、運用財産に属する余裕金の運用について準用する。

# 第4章 加盟団体

### (加盟団体)

- 第9条 この法人は、次の文化・スポーツ団体を加盟団体とする。
- (1)中標津町において文化活動を行っている団体及びアマチュア・スポーツを行っている団体
- (2)中標津町における文化活動及びアマチュア・スポーツを各部門別又は各地区別に統括する団体

#### (加盟)

第10条 加盟団体の加入は、理事会の議決によって決定する。

#### (負担金)

- 第11条 加盟団体は、毎事業年度、理事会の議決によって定める負担金を納めなければ ならない。
- 2 加盟団体がこの法人に納めた負担金は、脱退又は除名の場合においても返還しない。 (脱退)
- 第12条 加盟団体の脱退は、理事会の議決によって決定する。

#### (除名)

- 第13条 加盟団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会及び評議員会において3分の2以上の議決をもって、この法人から除名することができる。
- (1)2年以上負担金を納めないとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、若しくはこの法人の目的に反する行為があり、又は この法人に不利益を与えたとき。
- (3)加盟団体の資格を失ったとき。

# 第5章 役員及び職員

### (役員)

- 第14条 この法人には、次の役員を置く。
- (1)理事 10人以上15人以内(うち1人を理事長、1人を副理事長及び1人を 常務理事とする。)
- (2)監事 2人

### (役員の選任)

- 第15条 この法人の役員は、評議員会において選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねてはならない。
- 4 理事に異動があったときは、遅滞なくその旨を北海道教育委員会に報告するとともに、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えて北海道教育委員会に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を北海道教育委員会に報告しなければ ならない。

### (理事の職務)

- 第16条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐して、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を代わって行う。
- 3 常務理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐してこの法人の日常の業務を掌理し、理事長及び副理事長にともに事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長がともに欠員のときは理事長の職務を代わって行う。
- 4 理事は、理事会を組織してこの法人の業務を議決し、及び執行する。

#### (理事会)

- 第17条 この法人の理事会は、毎年2回、理事長が招集する。
- 2 前項のほか、理事会を招集する必要があるとき又は理事現在数の3分の1以上の者から会議の目的とする事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったときは、理事長は、遅滞なく、臨時に、理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会の議長は、理事長とする。
- 第18条 この法人の理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 第19条 この法人の理事会の議事は、この寄附行為に特別の定めがある場合を除くほか、 出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第20条 この法人の理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席理事2人が署名押印の上、保存しなければならない。

### (監事の職務)

- 第21条 監事は、この法人の財産及び業務に関し、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1)財産の状況を監査すること。
- (2)理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3)理事会及び評議員会に出席し、財産及び業務執行の状況について報告すること。
- (4)財産の状況又は業務の執行につき不正の事実があることを発見したときは、これを理事会、評議員会又は北海道教育委員会に報告すること。
- (5)前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

### (役員の任期)

第22条 この法人の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任 者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を 行う。

### (役員の解任)

- 第23条 この法人の役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、評議員会において3 分の2以上の議決をもって解任することができる。この場合において、評議員会の議 長は、当該役員に弁明の機会を与えるものとする。
- (1)心身の故障により職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他この法人の役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

### (役員の報酬)

第24条 この法人の役員には、報酬を支給しない。

### (顧問)

- 第25条 理事長は、理事会及び評議員会の同意を得て、顧問を若干名委嘱することができる。
- 2 顧問は、理事長の相談に応ずる。

#### (職員)

第26条 この法人には、その業務を処理させるため、職員を置き、理事長が任免する。

# 第6章 評議員会

### (設置及び組織)

第27条 この法人には、評議員会を置く。

2 評議員会は、16人以上20人以内の評議員で組織する。

### (任命)

第28条 評議員は、この法人の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者を理事会 で選出し、理事長が任命する。

### (付議事項等)

- 第29条 この法人の次の各号に掲げる事項については、この寄附行為の定めるところにより、評議員会の議決を経なければならない。
- (1)基本財産の一部処分
- (2)役員の選任及び解任
- (3) 寄附行為の変更
- (4)解散及びこれに伴う残余財産の処分
- 2 この法人の次の各号に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。
- (1)毎事業年度の事業計画書及び収支予算書の作成並びにこれらの重要な変更
- (2)長期借入金の借入れ
- (3)新たな重要な義務の負担及び重要な権利の放棄
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 3 理事長は、毎事業年度の事業報告書並びに収支計算書、正味財産増減計算書、貸借 対照表及び財産目録に監事の意見を付けて、これを評議員会に報告しなければならな い。
- 4 評議員会は、理事長に対し、この法人の業務に関し必要と認める意見を述べることができる。

### (評議員会の会議)

- 第30条 評議員会の議長は、その都度出席評議員の互選によって選任する。
- 2 第17条(第3項を除く。)から第20条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

### (任期及び解任)

- 第31条 評議員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 第22条(第1項を除く。)及び第23条の規定は、評議員について準用する。この場合において、「役員」とあるのは「評議員」と、「評議員会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

## 第7章 中標津町スポーツ少年団本部

- 第32条 この法人には、町内のスポーツ少年団によって構成する中標津町スポーツ少年 団本部を置く。
- 2 中標津町スポーツ少年団本部に関し必要な事項は、理事会において定める。

# 第8章 委員会

### (常置の委員会)

第33条 この法人には、次の委員会を置く。

- (1)総務委員会
- (2)事業委員会
- (3)委託事業選定委員会
- 2 前項の各委員会に関し必要な事項は、理事会において定める。

### (臨時の委員会)

第34条 この法人には、必要に応じ、臨時に委員会を置くことができる。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、理事会において定める。

# 第9章 賛助会員

- 第35条 この法人の目的及び事業を賛助しようとする者は、理事会の定めるところにより賛助会員になることができる。
- 2 賛助会員は毎年、理事会で定める賛助会費を納入するものとする。
- 3 前項に掲げるほか、賛助会員に関し必要な事項は理事会で定める。

# 第10章 財務及び会計

#### (事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (経費の支弁)

第37条 この法人の事業遂行に要する経費は、基本財産の運用による収入、事業による収入、負担金、寄附金、地方公共団体等からの補助金その他の運用財産をもって支弁する。

### (事業計画書及び収支予算書)

- 第38条 この法人は、毎事業年度開始前に理事会の議決により事業計画書及び収支予算書を作成しなければならない。
- 2 事業計画書及び収支予算書の作成後に生じた理由により、事業計画書及び収支予算書に重要な変更を加える必要が生じたときは、理事会の議決により必要な変更をしなければならない。
- 3 この法人は、毎事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、又はこれに重要な変更を加えたときは、その旨を北海道教育委員会に届け出なければならない。

### (事業報告書及び収支計算書)

第39条 この法人は、毎事業年度終了後3月までに、理事会の議決により事業報告書並びに収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、これに監事の意見を付けて、北海道教育委員会に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記するとともに、登記簿謄本を添えて、遅滞なく、北海道教育委員会に届け出なければならない。

### (剰余及び損失の処理)

- 第40条 この法人は、毎事業年度、収支計算において剰余を生じたときは、前事業年度 から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は次期繰越として 整理するものとする。
- 2 この法人は、毎事業年度、収支計算において損失を生じたときは、その不足額は次期繰越として整理するものとする。

### (長期借入金)

- 第41条 この法人は、借入金(償還期限が1年未満のものを除く。)の借入れをしよう とするときは、理事会の議決で定めなければならない。
- 2 前項の規定により、借入金の借入れをしたときは、遅滞なく、その旨を北海道教育 委員会に届け出なければならない。

### (新たな義務の負担等)

- 第42条 この法人は、第7条ただし書及び前条に規定する場合並びに収支予算書で定める場合を除き、新たに重要な義務を負担し、または重要な権利を放棄しようとするときは、理事会の議決で定めなければならない。
- 2 前項の規定により、新たに重要な義務を負担し、又は重要な権利を放棄したときは、 遅滞なく、その旨を北海道教育委員会に届け出なければならない。

## 第11章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為の変更は、理事会及び評議員会において、それぞれ、理事又は評議員の現在数の3分の2以上の議決をもって決定し、北海道教育委員会の認可を受けなければならない。

### (解散)

第44条 この法人の解散は、理事会及び評議員会において、それぞれ、理事又は評議員 の現在数の4分の3以上の議決をもって決定し、その旨を北海道教育委員会に届け出 なければならない。

### (残余財産の処分)

第45条 この法人の解散に伴う残余財産は、国・地方公共団体又はこの法人の目的に類似する目的を有する団体に寄附するものとし、理事会及び評議員会において、それぞれ、理事又は評議員の現在数の4分の3以上の議決をもって決定し、北海道教育委員会の許可を受けなければならない。

# 第12章 補 則

### (書類帳簿の備付け等)

第46条 この法人は、事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え、当該各号に定める期間、これを保存しなければならない。

(1)設立許可に関する書類	永久
(2)寄附行為及びその変更に関する書類	永久
(3)北海道教育委員会その他の行政庁の許可、	
認可及び承認に関する書類(前2号に掲げるものを除く。)	永久
(4)登記に関する書類	永久
(5)役員名簿及び評議員名簿	永久
(6)理事会及び評議員会の議事録	永久
(7)事業計画書及び収支予算書並びに事業報告書、	
収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録	10年
(8)会計帳簿及び証拠書類	10年
(9)監事の職務執行に関する書類	10年
(10)北海道教育委員会との往復文書	5年
(11) その他必要な書類	3年
A AM CILL	

### (細則)

第47条 この寄附行為の規定を実施するため必要な細則(監事及び評議員会の権限に属する事項に係るものを除く。)は、理事会の議決によって定める。

## 附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可の日(平成3年4月1日)に効力を生ずる。
- 2 この法人の設立当初の理事及び監事は、第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とし、その任期は、第22条第1項本文の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

理事(会長) 上野勝侑 理事(副会長) 沖津日出雄 理事(常務理事) 三ケ田紀夫 理事 小笠原 春雄 菊 池 理事 勤 下家 久和 理事 関谷 彰人 理事 理事 高玉 光男 理事 西澤雄一 理事 媏 裕子 理事 武藤 鎮雄 福田紀二 監事 監事 宮 脇 田鶴子

3 この法人の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、この法人の設立許可の日に始まり、平成4年3月31日に終わる。

## 附 則

この寄附行為の一部変更は、平成7年4月1日から施行する。

## 附則

この寄附行為の一部変更は、平成8年4月1日から施行する。

# 附 則

この寄附行為の一部変更は、平成11年4月1日から施行する。

## 附 則

この寄附行為の一部変更は、北海道教育委員会の認可のあった日(平成12年4月20日)から施行する。

## 附 則

この寄附行為の一部変更は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この寄附行為の一部変更は、北海道教育委員会の認可のあった日(平成18年6月7日)から施行する。

## 附則

この寄附行為の一部変更は、平成19年4月1日から施行する。

## 附則

この定款の一部変更は、平成21年4月1日から施行する。

別表

## 設立当初の資産

区分	財産の種類	金銭又は評価額	寄 附 者
基本財産	定期郵便貯金 (1年定期、年利 6.57%、中標津町 東12条簡易郵便 局)		中標津町東7条南1丁目中標津町文化協会会 沖津日出雄
	定 期 預 金 (1年定期、年利 6.57%、根室信用 金庫中標津支店)	, ,	中標津町丸山1丁目5番地中標津町体育協会 会長 上野勝侑
	現金		中標津町丸山2丁目22番地中標津町長 進藤松吉
小 計		33,996,000	
運用財産	通常郵便貯金 (通常郵便貯金、 年利3.45%、中標 津町東12条簡易 郵便局)		中標津町東7条南1丁目中標津町文化協会会長 沖津日出雄
	普 通 預 金 (普通預金、年利 2.08%、根室信用 金庫中標津支店)	,	中標津町丸山1丁目5番地中標津町体育協会 会長 上野勝侑
小 計		600,000	
総額		34,596,000	